

## 個別労働関係紛争に係るあっせんに関する要綱

(平成13年3月23日愛知県知事制定)

(平成17年7月12日愛知県知事改正)

(平成30年10月31日愛知県知事改正)

(令和2年4月1日愛知県知事改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、個別労働関係紛争に係るあっせん（以下「あっせん」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせん)

第2条 あっせんは、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からの申出に基づき、当事者の自主的な努力に対して援助を与え、これを解決することを目的とする。

2 あっせんの対象とする事案は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働争議並びに公務員及び船員に関する紛争を除く。）であって、当事者が話し合いによる解決の意思を有するものとする。ただし、あっせんの対象とすることが適当でないと認められる紛争として別に定める紛争を除く。

(申出)

第3条 あっせんを希望する当事者（県内にある事業所の労働者及び事業主に限る。）は、書面により申し出るものとする。

2 前項の申し出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

(あっせん員)

第4条 あっせんは、事件ごとに委嘱するあっせん員が行う。

2 あっせん員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(あっせん員の任務)

第5条 あっせん員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して紛争が解決されるように努めなければならない。

(あっせん案の提示)

第6条 あっせん員は、いつでもあっせん案を当事者に提示することができる。

(打ち切り)

第7条 あっせん員は、紛争が解決される見込みがないと認めるときは、いつでもあっせんを打ち切ることができる。

(申出の取下)

第8条 第3条の規定によりあっせんを申し出た者は、いつでも当該申出を取り下げることができる。

(終了)

第9条 あっせんは、次に掲げる場合に終了する。

(1) 当事者間において自主的に解決されたとき。

(2) 当事者双方が第6条の規定により提示されたあっせん案を受諾し、又は当事者の一方若しくは双方が当該あっせん案の受諾を拒んだとき。

(3) あっせん員が第7条の規定によりあっせんの打ち切りを決定したとき。

(4) 前条の規定によりあっせんの申出が取り下げられたとき。

(あっせん員の報酬等)

第10条 あっせん員に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年愛知県条例第40号）の定めるところによる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。